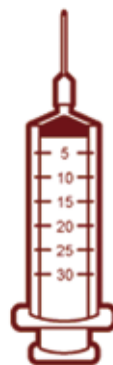


わが町の予防接種

不活化ポリオワクチンの接種方法が変更されました

9月1日から、これまでの経口生ワクチンに替えて、より安全性の高い不活化ポリオワクチンの接種（皮下注射）を開始しました。

今後、不活化ポリオワクチンを含む4種混合ワクチンの導入が予定されていますが、免疫を持たない人が増えるとポリオがまん延する恐れがあることや、乳幼児が百日せきを発症すると重症化することがあることから、対象年齢に達したかたは、4種混合ワクチンの導入を待つことなく、単独の不活化ポリオワクチンと三種混合ワクチン（DPT）の接種を受けてください。



接種場所	町内：鷹巣診療所、平尾診療所、獅子島へき地診療所、飯尾医院、長島クリニック 町外：県内において小児科のある医療機関 ※不明な点は役場へお問い合わせください。
接種方法	皮下注射
対象年齢	生後3カ月から90カ月（7歳6カ月）未満で、これまでに経口生ワクチンの接種を2回完了していない幼児
接種間隔 接種回数	定期接種（無料） ●初回接種（1～3回目） 20日から56日の間隔において3回接種
	任意接種（有料） ●追加接種（4回目） 初回接種後、6か月以上の間隔において1回接種 ※現時点では、国の薬事承認を受けていないため、公費負担対象外（有料）です。国内臨床試験の結果が整い次第、定期接種に導入される予定となっています。
実施期間	通年（対象児への個別通知は、11月に行う予定です。早めに受けたい方はお問い合わせください。）

※これまで生ワクチンの2回接種が終わっていないかたは、不活化ワクチンの接種が必要です。

接種場所	町内：鷹巣診療所、平尾診療所、獅子島へき地診療所、飯尾医院、長島クリニック 町外：役場へお問い合わせください
接種方法	皮下注射
対象年齢	①接種日において、65歳以上の町民。 ②接種日において、60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓または呼吸器、免疫の機能に障害を有する町民で、身体障害者手帳を有する者。
自己負担額	自己負担額 1,000円 *生活保護受給世帯の方は、予診票と同封されてきた生活保護証明書を医療機関の窓口提出することで、自己負担額は無料になります。
実施期間	平成24年10月1日～平成24年12月31日

今年も、10月1日から12月31日まで、インフルエンザの予防接種が始まりました。平成24年10月1日現在で、対象年齢にあたるかたにはすでに個別に通知し予診票を送付しています。10月2日以降に65歳に達し、接種を希望するかたは予診票が必要となりますので、保健衛生課へお問い合わせください。

高齢者等のインフルエンザ予防接種

◎問い合わせ先
役場保健衛生課保健係
☎(86) 1111「内線1105」